

(証券コード3309)
平成28年7月4日

投資主各位

東京都港区元赤坂一丁目6番6号

積水ハウス・リート投資法人

執行役員 井上 順一

第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、議決権行使書面に賛否をご表示のうえ、平成28年7月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第17条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、投資主様が当日ご出席になられず、かつ、書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席いただいた投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

(本投資法人現行規約抜粋)

第17条 (みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

記

1. 日 時 平成28年7月28日（木曜日）午前10時より
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル3階
大手町サンケイプラザ 会議室301～304

3. 投資主総会の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 投資主総会出席による議決権行使の場合

同封の議決権行使書面を会場受付にご提出ください。

(2) 書面による議決権行使の場合

平成28年7月27日（水曜日）午後6時までに到着するよう、同封の議決権行使書面に賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

(3) 代理人による議決権行使の場合

議決権を有する他の投資主様1名が、代理人として本投資主総会に出席し、議決権を行使することが可能です。代理人の方は、代理権を証する書面を、同封の議決権行使書面とともに会場受付にご提出ください。

(4) 投資主総会参考書類の記載事項を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト（<http://sekisuihouse-reit.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

以 上

当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社である積水ハウス投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成26年12月1日に施行された投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）に関連して、以下の変更を行うものです。
 - ① 一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成30年7月1日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年ごとの7月1日及び同日以後遅滞なく招集され、また、必要あるときは随時招集することができる旨を定めるべく所要の規定を修正するとともに、平成30年7月1日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年ごとの7月1日及び同日以後遅滞なく招集され、開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については公告を要しない旨の規定を新設し、併せて、当該投資主総会に関する基準日を定めるべく所要の規定を変更するものです（現行規約第9条第1項及び第2項並びに第12条第1項関連）。
 - ② 投資主総会の決議によって、執行役員及び監督役員の任期を選任後2年との固定の期間ではなく、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することができる旨の規定を新設するものです（現行規約第22条第1項関連）。
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）第105条第1号へに定める海外不動産保有法人に対して、投信法第194条に定める制限を超えた割合の株式を取得することを可能とすべく、所要の規定を変更するものです（現行規約第32条第1項関連）。
- (3) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった規定を削除するものです（現行規約第34条第4項関係）。
- (4) 外国の法令に基づく又は外国の法令に準拠して組成された資産について、国内資産と同様の方法及び基準で資産評価を行うことを明確にするため、所要の規定を変更するものです（現行規約第39条及び第40条関連）。

- (5) 平成27年度税制改正及び投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正により、会計上の取扱い及び税務上の取扱いの差異（税会不一致）を解消するための措置が講じられたことから、これに関連する規定を変更するとともに、本投資法人における課税負担を軽減する目的で利益を超えた金銭を分配することを可能とするため、所要の規定を変更するものです（現行規約第46条関係）。
- (6) 一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めを設けることを機に、投資主総会が本投資法人の本店の所在地近辺で行われることを明確にすべく、所要の規定を変更するものです（現行規約第9条第1項関連）。
- (7) 上記の他、適用法令の表現との整合性、規定内容の明確化その他による、表現の変更及び字句の修正、不要となった規定の削除並びに条文の整備を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第2条 (目的) 本投資法人は、その資産を<u>主として</u>投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。）第2条第1項に定める特定資産（以下「特定資産」という。）のうち主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。以下「投信法施行規則」という。）に定めるものをいう。）に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第9条 (招集) 1. 本投資法人の投資主総会は、<u>原則として2年に1回以上開催する。</u></p> <p>2. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日<u>の2か月前までに当該日を</u>公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して、書面をもって、又は法令の定めるところに従い、電磁的方法により通知を発するものとする。</p>	<p>第2条 (目的) 本投資法人は、その資産を投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。）第2条第1項に定める特定資産（以下「特定資産」という。）のうち主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。以下「投信法施行規則」という。）に定めるものをいう。）に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第9条 (開催及び招集) 1. 本投資法人の投資主総会は、<u>その開催場所を東京都23区内として、平成30年7月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの7月1日及び同日以後遅滞なく招集する。また、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</u></p> <p>2. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日<u>の2か月前までに当該日を</u>公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して、書面をもって、又は法令の定めるところに従い、電磁的方法により通知を発するものとする。<u>ただし、前項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第12条（基準日）</p> <p>1. 本投資法人は、投資主総会をその直前の決算期（第45条において定義する。以下同じ。）から3か月以内の日を投資主総会の日として開催する場合、当該決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</p> <p>2. (省略)</p> <p>第22条（役員任期）</p> <p>1. 役員任期は、選任後2年とする。ただし、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>第12条（基準日）</p> <p>1. <u>本投資法人が第9条第1項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成30年4月末日及び以後隔年ごとの4月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。かかる場合のほか、</u>本投資法人は、投資主総会をその直前の決算期（第45条において定義する。以下同じ。）から3か月以内の日を投資主総会の日として開催する場合、当該決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第22条（役員任期）</p> <p>1. 役員任期は、選任後2年とする。ただし、<u>投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げない。</u>また、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第32条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、主として不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権（以下「不動産等」という。）に投資を行う。</p> <p>2. 本投資法人は、不動産等のほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>①～③ （省略）</p> <p>④外国の法令に基づく不動産等又は外国の法令に準拠して組成された不動産等若しくは第1号から第3号までに掲げる資産</p> <p>⑤～⑰ （省略）</p> <p>⑱株券（外国の法令に準拠した法人に係るものを含む。ただし、実質的に不動産関連資産に投資することを目的とするもの又は不動産関連資産への投資に付随し若しくは関連して取得するものに<u>限る。</u>）</p> <p>⑲～㉔ （省略）</p> <p>3. ～4. （省略）</p>	<p>第32条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、主として不動産、不動産の賃借権、地上権、<u>これらの資産のみを信託する信託の受益権及び</u><u>投信法施行規則第221条の2第1項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。）</u>（以下「不動産等」という。）に投資を行う。</p> <p>2. 本投資法人は、不動産等のほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>①～③（現行どおり）</p> <p>④外国の法令に基づく不動産、<u>不動産の賃借権若しくは地上権</u>又は外国の法令に準拠して組成された不動産、<u>不動産の賃借権若しくは地上権のみを信託する信託の受益権</u>若しくは第1号から第3号までに掲げる資産</p> <p>⑤～⑰（現行どおり）</p> <p>⑱株券（外国の法令に準拠した法人に係るものを含む。ただし、実質的に不動産関連資産に投資することを目的とするもの又は不動産関連資産への投資に付随し若しくは関連して取得するものに<u>限り、また、第1項に定める海外不動産保有法人に係る株券を除く。</u>）</p> <p>⑲～㉔（現行どおり）</p> <p>3. ～4. （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第34条（投資制限）</p> <p>1. ～ 3. （省略）</p> <p>4. <u>本投資法人は、その有する資産の総額のうちを占める租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含む。）第22条の19に定める不動産等の価額の割合が100分の70以上となるよう資産運用を行うものとする。</u></p> <p>第39条（資産評価の方法及び基準）</p> <p>本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>①第32条第1項に定める不動産等のうち不動産、不動産の賃借権及び地上権</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>②第32条第1項に定める不動産等のうち不動産、不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>第34条（投資制限）</p> <p>1. ～ 3. （現行どおり） （削除）</p> <p>第39条（資産評価の方法及び基準）</p> <p>本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>①第32条第1項に定める不動産等のうち不動産、不動産の賃借権及び地上権、<u>並びに第32条第2項第4号に定める外国の法令に基づく不動産、不動産の賃借権及び地上権</u> （現行どおり）</p> <p>②第32条第1項に定める不動産等のうち不動産、不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権及び<u>第32条第2項第4号に定める外国の法令に準拠して組成された不動産、不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権</u> （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>③第32条第2項第1号に定める信託財産を不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(省略)</p> <p>④第32条第2項第2号に定める不動産に関する匿名組合出資持分</p> <p>(省略)</p> <p>⑤第32条第2項第3号に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(省略)</p> <p>⑥有価証券(前各号に定めるものを除く。)</p> <p>(省略)</p> <p>⑦～⑨ (省略)</p>	<p>③第32条第2項第1号に定める信託財産を不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権及び第32条第2項第4号に定める外国の法令に準拠して組成された第32条第2項第1号に定める信託財産を不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(現行どおり)</p> <p>④第32条第2項第2号に定める不動産に関する匿名組合出資持分及び第32条第2項第4号に定める外国の法令に準拠して組成された第32条第2項第2号に定める不動産に関する匿名組合出資持分</p> <p>(現行どおり)</p> <p>⑤第32条第2項第3号に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権及び第32条第2項第4号に定める外国の法令に準拠して組成された第32条第2項第3号に定める不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(現行どおり)</p> <p>⑥有価証券(第32条第1項に定める海外不動産保有法人に係る株券を含み、前各号に定めるものを除く。)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>⑦～⑨ (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第40条（有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等における価格） 有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等に価格を記載する目的で、前条と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。</p> <p>①第32条第1項に定める不動産のうち不動産、不動産の賃借権及び地上権</p> <p>原則として、不動産鑑定士による鑑定評価等により求めた価額をもって評価する。</p>	<p>第40条（有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等における価格） 有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等に価格を記載する目的で、前条と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。</p> <p>①第32条第1項に定める不動産のうち不動産、不動産の賃借権及び地上権、<u>第32条第2項第4号に定める外国の法令に基づく不動産、不動産の賃借権及び地上権、並びに第32条第1項に定める海外不動産保有法人が保有する不動産、不動産の賃借権及び地上権</u></p> <p>原則として、不動産鑑定士による鑑定評価等により求めた価額（<u>当該資産が外貨建ての場合は、邦貨換算した価額とする。</u>）をもって評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>②第32条第1項に定める不動産等のうち不動産、不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権及び第32条第2項第1号に定める信託財産を不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>信託財産である不動産、不動産の賃借権又は地上権については、原則として、不動産鑑定士による鑑定評価等により求めた価額をもって評価し、また、信託財産である金融資産及び負債については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従って評価した後に、これら信託財産合計額から信託負債合計額を控除して計算した当該信託の受益権の持分相当額をもって、当該信託の受益権を評価する。</p>	<p>②第32条第1項に定める不動産等のうち不動産、不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権及び第32条第2項第1号に定める信託財産を不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権並びに<u>第32条第2項第4号に定める外国の法令に準拠して組成された不動産、不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権及び第32条第2項第1号に定める信託財産を不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p> <p>信託財産である不動産、不動産の賃借権又は地上権については、原則として、不動産鑑定士による鑑定評価等により求めた価額（<u>当該資産が外貨建ての場合は、邦貨換算した価額とする。</u>）をもって評価し、また、信託財産である金融資産及び負債については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従って評価した後に、これら信託財産合計額から信託負債合計額を控除して計算した当該信託の受益権の持分相当額をもって、当該信託の受益権を評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>③第32条第2項第2号に定める不動産に関する匿名組合出資持分及び第32条第2項第3号に定める不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(省略)</p> <p>第45条 (営業期間及び決算期) 本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。)とする。<u>ただし、第1期営業期間は、本投資法人の設立の日から平成27年4月末日までとする。</u></p> <p>第46条 (金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 ①投資主に分配する金銭の総額の計算方法 (1) 本投資法人の利益(以下「分配可能金額」という。)は、<u>一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従い計算される利益</u>(決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額(純資産額)から出資総額及び出資剰余金(出資総額等)<u>並びに評価・換算差額等の合計額を控除した金額をいう。)</u>とする。</p>	<p>③第32条第2項第2号に定める不動産に関する匿名組合出資持分及び第32条第2項第3号に定める不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権<u>並びに第32条第2項第4号に定める外国の法令に準拠して組成された第32条第2項第2号に定める不動産に関する匿名組合出資持分及び第32条第2項第3号に定める不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>第45条 (営業期間及び決算期) 本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。)とする。</p> <p>第46条 (金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 ①投資主に分配する金銭の総額の計算方法 (1) 本投資法人の利益(以下「分配可能金額」という。)は、<u>決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額(純資産額)から出資総額及び出資剰余金の合計額(出資総額等)を控除した金額をいい、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従い計算されるものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 本投資法人は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「<u>投資法人に係る課税の特例規定</u>」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えて分配するものとする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りではなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。</p> <p>②利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断した場合、<u>利益の額に投信協会の規則に定める金額を加えた金額に達するまで投資主に金銭を分配することができる。</u>また、<u>金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的により、本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</u>利益を超えて投資主に分配される金額は、まず出資剰余金から控除し、控除しきれない額は出資総額から控除する。</p>	<p>(2) 本投資法人は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えて分配するものとする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等<u>のほか必要な金額を積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</u>ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りではなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。</p> <p>②利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断した場合、<u>又は本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。</u>利益を超えて投資主に分配される金額は、まず出資剰余金から控除し、控除しきれない額は出資総額から控除する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第55条（効力発生） <u>第6条第2項の規定は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口を有償で取得することを認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p> <p>別紙 資産運用会社に対する運用報酬（省略）</p> <p>1. 運用報酬①（期中管理報酬①） 本投資法人の直前決算期における貸借対照表（投信法第131条第2項に基づき、役員会の承認を受けたものに限る。）に記載された総資産額（ただし、第1期については、本投資法人が最初に運用資産を取得した日の属する月の末日における総資産額）に対して、本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率（ただし、年率0.5%を上限とする。）を乗じ、対象となる営業期間の実日数（ただし、第1期については、本投資法人が最初に運用資産を取得した日から当該営業期間の末日までの実日数）で1年を365日として日割計算をした金額（円単位未満切捨て）とする。</p> <p>2. ～5. （省略）</p>	<p>（削除） （削除）</p> <p>別紙 資産運用会社に対する運用報酬（現行どおり）</p> <p>1. 運用報酬①（期中管理報酬①） 本投資法人の直前決算期における貸借対照表（投信法第131条第2項に基づき、役員会の承認を受けたものに限る。）に記載された総資産額に対して、本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率（ただし、年率0.5%を上限とする。）を乗じ、対象となる営業期間の実日数で1年を365日として日割計算をした金額（円単位未満切捨て）とする。</p> <p>2. ～5. （現行どおり）</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員井上順一から、任期調整のため、平成28年7月31日をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、平成28年8月1日付で改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第22条第1項の定めにより、平成28年8月1日より2年間とします。

なお、本議案は、平成28年6月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴	
いの う え じゅん いち 井 上 順 一 (昭和41年9月28日)	平成元年4月 平成11年8月 平成14年2月 平成14年8月 平成15年2月 平成17年6月 平成18年4月 平成19年8月 平成22年2月 平成22年3月 平成24年5月 平成24年6月 平成26年3月 平成26年4月 平成26年9月	積水ハウス株式会社 東京特建事業部 同社 東京特建営業所 同社 東京西シャームゾン営業所 積和不動産株式会社 出向 経営企画室 経営管理部 同社 転籍 経営企画室 経営管理部 積水ハウス株式会社 出向 開発事業部 同社 出向 不動産投資運用部 同社 転籍 不動産投資運用部 同社 東日本開発企画部 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社 出向 取締役就任 同社 転籍 代表取締役社長就任 積水ハウス・S I 投資法人(現 積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人) 執行役員就任 積水ハウス・リアルティ株式会社(現 積水ハウス投資顧問株式会社) 顧問 積水ハウス投資顧問株式会社 代表取締役社長就任(現任) 本投資法人 執行役員就任(現任)

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している積水ハウス投資顧問株式会社の代表取締役社長です。
- ・上記を除き、上記執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第22条第2項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案は、平成28年6月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略	歴
きだ あつひろ 木田敦宏 (昭和36年8月14日)	昭和60年4月 平成13年4月 平成17年7月 平成17年8月 平成20年8月 平成22年9月 平成25年10月 平成26年4月	積水ハウス株式会社 経理部 同社 関連事業部 同社 経理部 ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 出向 財務経理部 積水ハウス株式会社 経理財務部 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社 取締役就任 SHホテルシステムズ株式会社 監査役就任 積水ハウス投資顧問株式会社 出向 取締役管理本部長就任 (現任)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している積水ハウス投資顧問株式会社の取締役管理本部長です。
- ・上記を除き、上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員野村滋及び大宮立から、任期調整のため、平成28年7月31日をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、平成28年8月1日付で改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第22条第1項の定めにより、平成28年8月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略	歴
1	の むら しげる 野 村 滋 (昭和27年9月11日)	昭和50年11月 昭和54年2月 昭和62年12月 昭和63年4月 平成11年12月 平成14年7月 平成15年1月 平成19年7月 平成23年7月 平成23年7月 平成23年12月 平成24年4月 平成24年7月 平成26年9月 平成27年6月	アーンストアンドウィニー（現 アーンスト アンドヤング）東京事務所、ニューヨーク事 務所、デュッセルドルフ事務所 公認会計士登録 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査 法人）国際部 アーンストアンドヤング税理士事務所（現 EY税理士法人）パートナー 同事務所代表パートナー 新日本アーンストアンドヤング税理士法人 （現 EY税理士法人）統括代表社員 EYトランザクション・アドバイザリー・ サービス株式会社（現 アーンストアンドヤ ング・トランザクション・アドバイザリー サービス株式会社）CO-CEO（共同経営 責任者） 新日本アーンストアンドヤング税理士法人 （現 EY税理士法人）代表社員 野村滋公認会計士事務所（現任） 株式会社EOS（現 株式会社EPコンサル ティングサービス）取締役就任 同社 取締役会長就任 株式会社カワシマ・ゴールド（現 株式会社 K-GOLDインターナショナル）監査役就 任（現任） 特定非営利活動法人ビュー・コミュニケー ションズ 監事就任（現任） 本投資法人 監督役員就任（現任） 栄研化学株式会社 社外取締役就任（現任）

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴	
2	おお みや たつし 大 宮 立 (昭和48年9月14日)	平成10年4月 平成14年4月 平成15年10月 平成24年7月 平成25年12月 平成26年9月	株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 最高裁判所司法研修所 森・濱田松本法律事務所 シティ法律事務所 パートナー（現任） キュービーネット株式会社 監査役就任（現任） 本投資法人 監督役員就任（現任）

- ・ 上記監督役員候補者兩名は、いずれも本投資法人の投資口を所有していません。
- ・ 上記監督役員候補者兩名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者兩名は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第17条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

